

「新型コロナウイルス感染症対策における瀬戸内町職員の行動指針」

- 1 会話をする時はマスク着用，身体的距離の確保等の「新しい生活様式」を実践し，これまで同様の感染予防意識をもって生活すること。
- 2 毎日，出勤前に健康チェックを行うこと。
(体温測定，呼吸器症状，倦怠感，嗅覚異常)
- 3 有症状者（発熱等の風邪症状）は出勤を控えること。
(職員・会計年度任用職員とも有給の特別休暇)
- 4 こまめに石けんなどで手を洗うこと。
咳やくしゃみが出る際には，咳エチケットを心がけること。
- 5 換気が悪く，人が密に集まるような空間で，至近距離で会話する環境での業務を避け，実施方法を工夫すること。
(例) 執務室の換気の徹底，広い会場の使用，会議時間の短縮等
- 6 「感染拡大地域」への出張は，原則として控えること。出張する場合は，感染予防対策を講じること。
なお，感染拡大地域へ出張する場合は，感染予防対策を講じ，帰町後1週間「健康観察記録表」を出勤時に提出する。
- 7 「感染拡大地域」への私用での不要不急の往来を自粛し，不要不急でない場合も慎重に判断すること。
なお，感染拡大地域へ往来する場合は，感染予防対策を講じ，帰町後1週間「健康観察記録表」を出勤時に提出する。